

## 試験対策講座

# 『民事訴訟法〔第3版〕』

## 追加・訂正表

### ●目次

●本になされた訂正・変更箇所 .....	1
【1刷から2刷】(2012年5月1日更新) .....	1
【2刷から3刷】(2013年4月15日更新) .....	3
【3刷から4刷】(2014年9月4日更新) .....	5
【4刷から5刷】(2016年9月15日更新) .....	6
●HP上でのみの訂正・変更 .....	7
【2012年9月1日更新】 .....	7
【2013年4月15日更新】 .....	10
【2014年9月4日更新】 .....	11
【2016年9月15日更新】 .....	12

## ●本になされた訂正・変更箇所

【1刷から2刷】(2012年5月1日)

155頁

「○×問題で実力チェック」の14の2行目「有する」を、「もつ」と訂正する。

276頁

2【1】の3行目「かつて、日本の民事訴訟法は、当事者進行主義を補充的に採用していたが、」を削除する。

383頁

下から4行目「計算間違い・書き損じ」を、「計算違い・誤記」と訂正する。

384頁

19行目「(338条1項5号)」を、「(民訴338条1項5号)」と訂正する。

395頁

下から6行目「違算・書き損じ」を、「計算違い・誤記」と訂正する。

399頁

最終行「(114条1項)」を、「(民訴114条1項)」と訂正する。

403頁

15行目「(消極的作用)」を削除する。

405頁

下から4行目「(267条)」を、「(民訴267条)」と訂正する。

471頁

下から3行目「(152条1項)」を、「(民訴152条1項)」と訂正する。

473頁

15行目「充足を得る道」を、「充足を得る途」と訂正する。

485頁

15行目「(90条)」を、「(民訴90条)」と訂正する。

520頁

下から3行目「(296条1項、304条、313条)」を、「(民訴296条1項、304条、313条)」と訂正する。

523頁

3行目「〔290条〕」を、「〔民訴290条〕」と訂正する。

539頁

15行目「(388条1項、規則234条1項)」を、「(民訴388条1項、規則234条1項)」と訂正する。

17行目「(388条2項)」を、「(民訴388条2項)」と訂正する。

22～23行目「(391条2項本文)」を、「(民訴391条2項本文)」と訂正する。

541頁

14行目「(149条)」を、「(民訴149条)」と訂正する。

551 頁

論証カード3●**規範定立**の1行目「民法上の組合も代表者の定めがあれば、29条の「**社団**」(に含まれ当事者能力が……)を、「民法上の組合も29条の「**社団**」に含まれ、代表者の定めがあれば当事者能力が……」と訂正する。

553 頁

論証カード6●**前提**の2行目「(民訴142条)」を、「(142条)」と訂正する。

609 頁

右段4行目「後遺障害」を、「後遺損害」と訂正する。

611 頁

左段9行目「上告審の手続……527」を、「上告審の手続……528」と訂正する。

613 頁

左段18行目「——の欠席……66」を「、——の欠席……66,266」と訂正する。

615 頁

右段下から3行目「和解の試み(勸試)……380」を、「和解の試み(勸試)……381」と訂正する。

617 頁

下から11行目「最判昭37・10・12」を、「最決昭37・10・12」と訂正する。

【2刷から3刷】(2013年4月15日更新)

8頁

下から15行目「不服がある者」を「不服がある場合」と訂正する。

15頁

4民事訴訟法の全体像の8行目「上訴、再審および手形訴訟」を「上訴や再審といった不服申立手続および手形訴訟」と訂正する。

30頁

下から3行目「被告人は意見は言えます。」を「被告人も意見は言えます。」と訂正する。

46頁

下から4行目「証言などを聴いて」を「証言などから」と訂正する。

53頁

下から15行目「適当であり、弁論主義が適用されないからである。」を「適当であるからである。」と訂正する。

64頁

刑事訴訟法と比べてみようの1行上「機会を保証」を「機会を保障」と訂正する。

76頁

下から10行目「権利関係として」を「権利関係に」と訂正する。

93頁

7行目「矛盾した判決のおそれ」を「矛盾した判決が言い渡されるおそれ」と訂正する。

97頁

10行目「起訴された当該請求」を「訴えが提起された当該請求」と訂正する。

141頁

下から9行目「本案判決することはできない。」を「本案判決をすることはできない。」と訂正する。

150頁

★重要判例【結論】「適用されない。」を「類推適用されない。」と訂正する。

283頁

15行目「これを与効的訴訟行為といいます。」を削除する。

507頁

下から7行目「後日に同一債権を取得して訴訟要件を具備したZが」を「同一債権を取得して訴訟要件を具備したZが後日に」と訂正する。

522頁

3行目「(281条1項ただし書)」を「(民訴281条1項ただし書)」と訂正する。

540頁

23行目「(394条1項)」を「(民訴394条1項)」と訂正する。

541頁

下から12行目「(352条)」を「(民訴352条)」と訂正する。

542頁

14行目「(350条1項)」を「(民訴350条1項)」と訂正する。

543 頁

21 行目 「(360 条 1 項、2 項)」を 「(民訴 360 条 1 項、2 項)」と訂正する。

546 頁

1 行目 「(368 条 2 項)」を 「(民訴 368 条 2 項)」と訂正する。

【3刷から4刷】(2014年9月4日更新)

235 頁

図7-3「②代位請求」を「②代金請求」と訂正する。

238 頁

下から7行目「非訴事件手続法」を「非訟事件手続法」と訂正する。

254～255 頁

最終行「所属弁護士会の申請により、弁護士会が」を「弁護士会の申請により、所属弁護士会が」と訂正する。

255 頁

1行目「弁護士会」を「所属弁護士会」と訂正する。

260 頁

下から15～14行目「その後の証拠調べで証明すべき事実を当事者との間で確認し、」を削除する。

下から10行目「上記陳述ないしは確認」を「上記要約書面の陳述または確認」と訂正する。

下から5行目「前記陳述ないしは確認」を「前記陳述または確認」と訂正する。

261 頁

2行目「訴訟運営次第にかかっている」を「訴訟運営次第」と訂正する。

283 頁

下から15行目「訴訟法上の和解」を「訴訟上の和解」と訂正する。

309 頁

最終行「当事者間の公平」の前に「④」を挿入する。

384 頁

14行目と15行目の間に「に」を補い、文章を続ける。

下から16行目「否定ないし制限」を「否定または制限」と訂正する。

473 頁、474 頁

図15-8と図15-9を入れ替える。

522 頁

21～22行目「(規則174条)」を削除する。

523 頁

下から5行目「292条2項、262条1項」を「292条2項・262条1項」と訂正する。

556 頁 論証カード13

問題提起1行目、規範定立3行目「故意または重大な過失」を「故意又は重大な過失」と訂正する。

問題提起1行目「攻撃防御方法」を「攻撃又は防御の方法」と訂正する。

565 頁 論証カード30

問題提起2行目「115条項3号」を「115条1項3号」と訂正する。

【4刷から5刷】(2016年9月15日更新)

15頁

下から2行目「違法・有責」を「違法性・責任」と訂正する。

34頁

12行目「いわば受動的当事者」を「被告」と訂正する。

62頁

10行目「発生した権利が証明」を「発生した権利が消滅」と訂正する。

77頁

6行目「建物買取請求権など」の次に「の行使」を挿入する。

108頁

1の10行目「裁判権の人的限界と物的限界」を「裁判権の人的制限と物的制限」と訂正する。

181頁

下から2行目「許訴物の内容」を「訴訟物の内容」と訂正する。

192頁

11行目「身体障害」を「身体傷害」と訂正する。

198頁

下から14行目「原告の右のような」を「原告の上記のような」と訂正する。

221頁

下から15行目「移転登記請求」の次に「権」を挿入する。

下から13行目「賠償請求」の次に「権」を挿入する。

243頁

問題09の1行目「所有者賃借人間」を「所有者・賃借人間」と訂正する。

279頁

下から7行目「精神規定」を「努力規定」と訂正する。

295頁

下から15～14行目「責任を追求できること」を「責任を追求すること」と訂正する。

311頁

問題05の右欄4行目「1項」を「1号」と訂正する。

376頁

下から2行目「意思の瑕疵の主張」を「意思表示の瑕疵の主張」と訂正する。

422頁

17行目「当事者間以外」を「当事者以外」と訂正する。

448頁

下から2行目「146条3項・規則59条・」を「146条4項、規則59条、」と訂正する。

465頁

下から19行目「総有・含有」を「総有・合有」と訂正する。

## ●HP 上のみの訂正・変更

(2012年9月1日更新)

7頁

下から3行目「家審21条1項」を「家事手続268条1項」と訂正する。

8頁

19行目「家事審判法」を「家事事件手続法」と訂正する。

22～23行目「非訟事件手続法の準用〔家審7条〕」を「家事手続33条本文」と訂正する。

9頁

図1-4の8行目「家事審判（家審）」を「家事審判（家事手続）」と訂正する。

109頁

14行目直後に以下の文章を挿入する。

国際裁判管轄については、これまで明文規定がなく、判例法理に従い、条理によって判断がなされてきました。しかし、平成23年に成立した「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」によって、財産関係事件に関する国際裁判管轄法制の整備がなされました。この改正により、国際裁判管轄が日本の裁判所に認められる場合の予測可能性が高まり、国際取引の円滑化が期待されます。

一般的な判断枠組みとしては、まず、3条の2以下に新設された管轄原因の有無が判断されます。そして、管轄原因があるとされた場合であっても、専属的管轄合意により日本に国際裁判管轄が認められる場合を除いて、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適性かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別な事情」の有無が問題となり、このような特別な事情がある場合には、国際裁判管轄が否定されることとなります（3条の9）。

227頁

25行目直後に以下の文章を挿入する。

また、遺留分減殺請求を受けた受遺者が価額を弁償する旨の意思表示をしたが（民1041条）、遺留分権利者から目的物の現物返還請求も価額弁償請求も受けていない場合において、受遺者により提起された弁償すべき額の確定を求める確認の訴えが、現在の法律関係に関する訴えといえるかが問題となる。この点に関して判例は、受遺者等は、目的物の価額を弁償し、またはその履行の提供をすることを解除条件とする目的物の返還義務を負うものであるとして、これを現在の法律関係と解し、確認の利益を肯定している。

日最決平成21年12月18日  
（平成22重判・民訴1事件）

232頁

22行目の文末に以下の文章を挿入する。

判例も、給付訴訟における原告適格について、「自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格がある」とする。

日最判平成23年2月15日  
（平成23重判・民訴2事件）



309 頁

下から 8 行目直後に以下の文章を挿入する。

この点について、判例のなかには、雇用契約に関する訴訟において、当事者が主張していないにも関わらず信義則を適用した原判決について、これを従前の訴訟経過から予測が困難な法律構成であるとし、「その法律構成の適否を含め……十分な反論及び反証の機会を与えた上で判断をすべき」として釈明義務違反を認め、原審に差し戻したものがあ

**★重要判例（最判平成 22 年 10 月 14 日〔平 22 重判・民訴 2 事件〕）**

本件は、X が学校法人 Y に対し、XY 間の教育職員としての雇用契約の内容について、（規定の上では 65 歳を定年とする定めがあったものの）定年を 80 歳とする旨の合意があったと主張して、雇用契約上の地位を有することの確認と未払賃金および将来の賃金等の支払いを求める訴えを提起した事案である。

これについて原審は、Y は X に対し、80 歳くらいまで勤務することが可能であるとの認識を抱かせていたから、Y には定年退職の 1 年前までに、X に対し再雇用をしない旨を告知すべき信義則上の義務があったとして、定年退職告知後 1 年分の賃金の請求を認容した。

しかし、Y が X に対し 80 歳くらいまで勤務することが可能であるとの認識を抱かせていた事実は、原審においては、前述の合意の存在を推認させる間接事実として主張されていただけであって、当事者双方とも、Y が定年規程による定年退職の効果を主張することが信義則に反するか否かという点については主張していない。

以上の事案について、最高裁は、「(以上) のような訴訟の経過の下において……信義則違反の点についての判断をするのであれば、原審としては、適切に釈明権を行使して、被上告人 (X) に信義則違反の点について主張するか否かを明らかにするよう促すとともに、上告人 (Y) に十分な反論及び反証の機会を与えた上で判断をすべきものである。とりわけ、原審の採った法律構成は……従前の訴訟の経過等からは予測が困難であり、このような法律構成を採るのであれば、なおさら、その法律構成の適否を含め、上告人に十分な反論及び反証の機会を与えた上で判断をすべきものといわなければならない。」とし、原審には釈明権の行使を怠った違法があるとして原判決を破棄し高裁に差し戻した。

**【争点】**当事者の主張していない信義則違反を裁判所が判断するにあたって、釈明権の行使として法律構成を指摘する義務があるか。

**【結論】**従前の訴訟経過から予測が困難な法律構成である場合には、ある。

349 頁

14 行目の文末に以下の文章を挿入する。

近時の裁判例は、ビデオリンク方式による証人尋問につき、憲法に反しないことを明らかにしている。

日東京高判平成 23 年 5 月 20 日  
判タ 1351 号 98 頁

401 頁

1 行目直後に以下の文章を追加する。

なお、近時の判例は、前記昭和 44 年判例の判断枠組みを前提に、前訴における当事者の主張等が後訴の認定事実と反するというだけでは、前訴において虚偽の事実を主張して裁判所を欺罔したというには足りないと判示している。

日最判平成 22 年 4 月 13 日  
(平成 22 重判・民訴 3 事件)

405 頁

下から 9 行目「家審 25 条 3 項」を「家事手続 287 条」と訂正する。

405 頁

26 行目直後に以下の文章を追加する。

近時の判例は、住民訴訟において住民監査請求を前置しておらず不適法であるとした訴え却下判決が確定した後になされた共同訴訟参加の申出につき、訴え却下判決の既判力により却下されるとしている。

☐最判平成 22 年 7 月 16 日  
(平成 22 重判・民訴 4 事件)

468 頁

下から 7 行目の文末に、以下の文章を挿入する。

なお、近時の判例は、数人の提起する養子縁組無効の訴えにおいて、共同訴訟人の 1 人が上告および上告受理申立てをした後にされた他の共同訴訟人による上告および上告受理申立てを不適法とする。これは、上訴しなかった共同訴訟人が上訴人になることを前提としたものであり、住民訴訟や株主代表訴訟において、みずから上訴しない当事者は上訴人とならないものとした判例の射程は、類似必要的共同訴訟全体に及ぶものではないことが示唆されているといえる。

☐最決平成 23 年 2 月 17 日  
(平成 23 重判・民訴 4 事件)

493 頁

下から 5 行目直後に以下の文章を追加する。

なお、近時の判例は、固有必要的共同訴訟において合一確定の要請に反する判決がされた場合に、相手方の上訴に応じて、相手方の不利益に原判決を変更して合一確定を回復したとしても、不利益変更禁止の原則に反するものではないとする。これは、上記昭和 48 年判例の示した、独立当事者参加訴訟において合一確定の要請を不利益変更禁止原則に優先させるとの考えが、固有必要的共同訴訟の上訴にも妥当することを確認したものと見える。

☐最判平成 22 年 3 月 16 日  
(平成 22 重判・民訴 5 事件)

(2013年4月15日更新)

116頁

★重要判例12行目「抗告人は破産宣告を受け、」を「抗告人は破産宣告（現、破産手続開始決定）を受け、」と訂正する。

(2014年9月4日更新)

8頁

下から17行目「非訟事件手続法の準用〔家審7条〕」を「家事事件手続法33条」と訂正する。

9頁 図1-4

下から4行目「家事審判(家審)」を「家事審判(家事手続)」と訂正する。

11頁 下の表最下段

左から3つ目の欄「(非訟11)」を「(非訟49I)」と訂正する。

同、「(非訟13)」を「(非訟30)」と訂正する。

左から4つ目の欄「代理人資格を特に制限しない(非訟6)」と「調書作成は原則として裁量的(非訟14)」を削除する。

右から2つ目の欄「(非訟17)」を「(非訟54)」と訂正する。

同、「(非訟19)」を「(非訟59)」と訂正する。

一番右の欄「(非訟20)」を「(非訟66以下)」と訂正する。

235頁

16行目「事件手続法76条2項」を「事件手続法88条3項」と訂正する。

238頁

下から7行目「事件手続法76条2項」を「事件手続法88条3項」と訂正する。

345頁

下から3行目「非訟11条」を「非訟49条1項」と訂正する。

405頁

下から9～8行目「民調18条3項、家審25条3項」を「民調18条5項、家事手続287条」と訂正する。

451頁

下から19行目、18行目「145条3項」を「145条4項」と訂正する。

494頁

下から18行目「非訟76条2項参照」を「非訟88条3項参照」と訂正する。

(2016年9月15日更新)

207頁

下から3行目の末尾に、以下の文章を挿入する。

さらに、明示のある一部請求がなされた場合、特段の事情のないかぎり、残部について、裁判上の催告（民153条参照）としての時効中断効が及ぶとされている（判例）。

☐最判平成25年6月6日  
（後出重要判例）

208頁

「**3**後遺損害の扱い」の上に、以下の文章を挿入する。

★重要判例（最判平成25年6月6日〔平25重判・民訴1事件〕）

未収金債権を一部であることを明示して訴求した後、さらに残額の支払を求めて訴え提起した事案で、最高裁は、以下のように判示した。

「明示の一部請求の訴えにおいて請求された部分と請求されていない残部とは、請求原因事実を基本的に同じくすること、明示の一部請求の訴えを提起する債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に請求を一部にとどめているわけではないのが通常であると解されることに鑑みると、明示の一部請求の訴えに係る訴訟の係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。

したがって、明示の一部請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるといふべきであり、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後6箇月以内に民法153条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができるものと解するのが相当である。」

【争点】 いわゆる明示の一部請求の訴えの提起は、残部についての裁判上の催告としての消滅時効の中断の効力が生じるか。

【結論】 生じる。

234頁

21行目の「次に」を「**3**で」と訂正し、「**3**第三者の訴訟担当」の上に、以下の文章を挿入する。

ところで、判例は、法人格のない社団の実質的な所有にかかる財産については、当該社団が権利能力をもたないがゆえに、社団構成員に総有的に帰属するとする。そうすると、このような社団が所有する不動産の所有権移転登記請求権は、社団には帰属しえないことになる。そのため、第三者である社団自身が原告となる訴えが許されるかについては議論があった。この点について、近時の判例は、法人格のない社団がその所有にかかる不動産の所有権移転登記手続請求訴訟において原告となることが許されるとした。このように、判例が第三者である社団に原告適格を認める理論的な説明については争いがあり、社団の固有適格を肯定したとするもの（固有適格構成）や、社団の提訴を許容する29条は当事者能力にとどまらず、第三者の訴訟担当（当事者適格）を含意した規定であるとするもの（訴訟担当構成）などがある。

☐最判昭和47年6月2日  
民集26巻5号957頁

☐最判平成26年2月27日  
（後掲重要判例）

★重要判例（最判平成26年2月27日〔百選10事件〕）

法人格のない社団であるXは、長年にわたり、甲土地および甲土地上の建物を実質的に所有しその活動拠点としていた。甲土地の所有権の登記は、Xの構成員であるBほか11名の共有名義とされていたので、Xは、Bの相続人であり、甲土地に関するBの権利義務を承継したYを相手に、甲土地の所有権がXに帰属することを主張しつつ、代表者Aへ甲土地の持分権移転登

記手続を求める訴えを提起した。Xの請求を認容した原審に対して、Yは「権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起すべきものであって、当該社団自身が代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起することはできない」等主張して上告受理申立てをした。

これに対して、最高裁は、以下のように述べて、本件上告を棄却した。

「訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべき事柄である。そして、実体的には権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、実質的には当該社団が有しているとみるのが事の実態に即していることに鑑みると、当該社団が当事者として当該不動産の登記に関する訴訟を進行し、本案判決を受けることを認めるのが、簡明であり、かつ、関係者の意識にも合致していると考えられる。また、権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最高裁昭和45年（オ）第232号同47年6月2日第二小法廷判決・民集26巻5号957頁参照）、このような訴訟が許容されるからといって、当該社団自身が原告となって訴訟を進行することを認める実益がないとはいえない。

そうすると、権利能力のない社団は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有すると解するのが相当である。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、当該判決により自己の個人名義への所有権移転登記の申請をすることができることは明らかである。なお、この申請に当たって上記代表者が執行文の付与を受ける必要はないというべきである。」

**【争点】**権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産につき所有権の登記名義人に対し当該社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟において、当該社団は、原告適格を有するか。

**【結論】**当該社団は、原告適格を有する。

534頁

2行目の下、「(2) 再審被告」の上に、以下の文章を挿入する。

**★重要判例（最判平成25年11月21日〔百選118事件〕）**

株式会社Y2は、Xが保有していた新株予約権に基づき、新株を発行したが、Y2の株主であるY1は、Y2を被告として新株発行無効請求訴訟を提起し、認容判決が判示された。これに対して、Xは、独立当事者参加の申出をしたうえ、Y1・Y2を被告として、本件判決に対して再審の訴えを提起して、最大の利害関係人であるXに訴訟告知もなく、このように成立した本件判決は詐害判決であり、訴訟当事者が代理人によって適法に代理されなかった場合と同視できるので、本件判決には民訴法338条1項3号に準ずる再審事由があると主張した。これに対して、最高裁は、以下のように判示した。

「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、再審原告として上記確定判決に対する再審の訴えを提起したとしても、上記確定判決に係る訴訟の当事者ではない以上、上記訴訟の本案についての訴訟行為をすることはできず、上記確定判決の判断を左右できる地位にはない。そのため、上記第三者は、上記確定判決に対する再審の訴えを提起してもその目的を達することができず、当然には上記再審の訴えの原告適格を有するということとはできない。

しかし、上記第三者が上記再審の訴えを提起するとともに独立当事者参加の申出をした場合には、上記第三者は、再審開始の決定が確定した後、当該独立当事者参加に係る訴訟行為をすることによって、合一確定の要請を介し、上記確定判決の判断を左右することができるようになる。なお、上記の場合には、再審開始の決定がされれば確定判決に係る訴訟の審理がされることになるから、独立当事者参加の申出をするために必要とされる訴訟係属があるということが出来る。

そうであれば、新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになるというべきである。」

「新株発行の無効の訴えは、株式の発行をした株式会社のみが被告適格を有するとされているのであるから（会社法 834 条 2 号）、上記株式会社によって上記訴えに係る訴訟が進行されている以上、上記訴訟の確定判決の効力を受ける第三者が、上記訴訟の係属を知らず、上記訴訟の審理に関与する機会を与えられなかったとしても、直ちに上記確定判決に民訴法 338 条 1 項 3 号の再審事由があるということとはできない。

しかし、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないのであり（民訴法 2 条）、とりわけ、新株発行の無効の訴えの被告適格が与えられた株式会社は、事実上、上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与するという立場にもあることから、上記株式会社には、上記第三者の利益に配慮し、より一層、信義に従った訴訟活動をすることが求められるところである。そうすると、上記株式会社による訴訟活動がおよそいかなるものであったとしても、上記第三者が後に上記確定判決の効力を一切争うことができないと解することは、手続保障の観点から是認することはできないのであって、上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、上記確定判決には、民訴法 338 条 1 項 3 号の再審事由があるというべきである。」

**【争点】**①新株発行の無効の訴えにかかる請求を認容する確定判決に対する再審の訴えにおいて、上記確定判決の効力を受ける第三者は原告適格を有するか。

②新株発行の無効の訴えにかかる請求を認容する確定判決において、上記確定判決の効力を受ける第三者が、上記訴訟の審理に関与する機会を与えられなかったことが、338 条 1 項 3 号の再審事由に該当するか。

**【結論】**①上記確定判決にかかる訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになる。

②新株発行の無効の訴えの被告とされた株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記訴えにかかる請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、338 条 1 項 3 号の再審事由に該当する。

**★重要判例（最判平成 26 年 7 月 10 日〔平 26 重判・民訴 5 事件〕）**

Y 4 株式会社の株主である Y 1～Y 3 が Y 4 を被告として提起した株式会社の解散の訴えにかかる請求を認容する確定判決につき、その効力を受ける Y 4 の株主である X が、上記訴訟について独立当事者参加の申出をするとともに、再審の訴えを提起した事案において、最高裁は、職権で、以下のように判示した。

「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになる……。この理は、新株発行の無効の訴えと同様にその請求を認容する確定判決が第三者に対してもその効力を有する株式会社の解散の訴えの場合においても異ならないというべきである。

そして、独立当事者参加の申出は、参加人が参加を申し出た訴訟において裁判を受けるべき請求を提出しなければならず、単に当事者の一方の請求に対して訴え却下又は請求棄却の判決を求めるのみの参加の申出は許されないと解すべきである……。」

**【争点】**①株式会社の解散の訴えにかかる請求を認容する確定判決に対する再審の訴えにおいて、上記確定判決の効力を受ける第三者は原告適格を有するか。

②当事者の一方の請求に対して訴え却下または請求棄却の判決を求めるのみの独立当事者参加の申出は許されるか。



- 【結論】**①株式会社の解散の訴えにかかる請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決にかかる訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになる。
- ②独立当事者参加の申出は、参加人が参加を申し出た訴訟において裁判を受けるべき請求を提出しなければならないが、単に当事者の一方の請求に対して訴え却下または請求棄却の判決を求めるのみの参加の申出は許されない。